

会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る  
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表（平成25年6月29日施行分）	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表（平成25年7月16日施行分）	3
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表（平成25年6月29日施行分）	4

以上

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)</u>	
第413条の2 上場会社は、第402条から第411条の2までの規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。	(新設)
(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)	(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)
第415条 (略)	第415条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前2条</u> の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。	3 <u>前条</u> の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。
4 (略)	4 (略)
(開示内容の変更又は訂正)	(開示内容の変更又は訂正)
第416条 (略)	第416条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第413条から第414条までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。	3 第413条及び第414条の規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。
(上場E T Fに関する情報の開示)	(上場E T Fに関する情報の開示)
第1107条 (略)	第1107条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、第	6 第401条、第411条の2、第413条、第414条及び第416条の規定は、第2項及

2項及び第3項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、第1項に規定する者についてそれぞれ準用する。

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2～5 (略)

6 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等についてそれぞれ準用する。

#### 付 則

この改正規定は、平成25年6月29日から施行する。

び第3項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、第1項に規定する者について準用する。

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2～5 (略)

6 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等についてそれぞれ準用する。

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)	(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)
第1312条 (略) 2~7 (略)	第1312条 (略) 2~7 (略)
8 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。	8 第401条、第411条の2、第413条、第414条及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。
(上場カントリーファンドに関する情報の開示)	(上場カントリーファンドに関する情報の開示)
第1410条 (略) 2・3 (略)	第1410条 (略) 2・3 (略)
4 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前3項の規定に基づく開示について、第415条及び第443条の規定は、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。	4 第401条、第411条の2、第413条、第414条及び第416条の規定は、前3項の規定に基づく開示について、第415条及び第443条の規定は、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。
付 則	
この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。	

※ この改正は、本年4月26日に公表いたしました「株式会社大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う業務規程等の一部改正について」において一部改正する有価証券上場規程の内容を改正するものです。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(ディスクロージャー) 第117条 (略) 2・3 (略)	(ディスクロージャー) 第117条 (略) 2・3 (略)
<u>4 上場会社は、次条から第123条まで、第125条から第127条まで及び第129条の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第2項の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。</u>	(新設)
付 則 この改正規定は、平成25年6月29日から施行する。	